

平成30年4月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

平成30年度年北塩原村農業委員会総会（平成30年4月定例会） 議事録

1. 開催日時

平成30年4月20日（金）午後1時30分～2時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	欠
農業委員	1	伊藤義人	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員5名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員も全委員出席。

4. 欠席委員

5番 蓮沼 喜久雄委員

6番 遠藤 俊一委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 協議事項

平成30年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について

第5 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・番号1番～3番 賃借権設定（新規設定）

第6 その他

・農業委員会と関係機関・団体との連携強化について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 信也

事務局主査 渡部 達也

事務局主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、平成30年度北塩原村農業委員会定例総会4月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。5番、蓮沼喜久雄委員より欠席する旨の届出がありました。6番、遠藤俊一委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は、7名中5名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、1番、伊藤義人委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、3月20日、平成29年度北塩原村農業者年金協議会代議員会、役場集会室1・2で開催され、代議員、事務局長、事務局が出席しております。2番、同じく3月20日、北塩原村農作業賃金協定会議、集会室1・2で開催し、農作業賃金協定会議員、事務局長、事務局が出席しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会4月定例会を開催しております。

続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、4月25日、会津若松地方農業委員会連合会第46回通常総会がルネッサンス中の島で開催され、会長、事務局長が出席いたします。2番、5月16日、平成30年度前期農魚委員会会長・事務局長研修会、パルセいいざかで開催され、会長・事務局長が出席いたします。3番、5月17日、平成30年度農業委員会情報活動事業担当者会議、場所はまだ未定ですが、福島市で開催されますので、事務局が出席いたします。4番、5月21日、北塩原村農業委員会総会5月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告並びに今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは協議事項に入ります。平成30年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。平成30年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について説明いたします。向かって左側が、活動項目になっておりまして、全部で8項目ございます。4月から3月までの1年間の活動計画となっております。それでは、活動項目の1番から説明いたします。日常の業務・活動としましては、1年を通して委員の皆さんに行っていただく業務となっております、①から⑤までございます。初めに①農地等の利用の最適化の推進ということで、こちらについては、これまでの各研修会等でも毎回説明があったため、皆さんご承知のこととは思いますが、法律で農業委員会の最も重要な業務として位置付けられております。担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、これらの業務を、農地中間管理機構などの関係機関・団体等と連携しながら進めていきます。続いて②農家からの相談対応ですが、委員の皆さんは地域（農業者）の世話役として、農地・農業経営に関することなど、相手の立場になって親身に相談に応じる役割を担っております。続いて③農地と農家の実情・意向の把握及び記録ですが、担当した地域の農地の利用・権利関係の現状や農家の実情の把握に努め、農地に関連する情報や担い手支援の基礎となる情報などを収集する活動を行います。続いて④農地の利用・権利関係の調整・あっせんについてですが、②や③の活動を通して得た情報を基に、農地の出し手と受け手を結びつける活動を行います。②から④の業務は、結果的には①の農地等の利用の最適化に繋がっていくこととなります。続いて最後の⑤農業者へ農業・農政に関する情報の提供についてでございます。1番下の8番、その他の情報事業の推進にも関わってきますが、農業委員会はマスコミ等に左右されない正しい農業・農政に関する情報を農業者に提供するという業務を担っております。そのためには、全国農業新聞等の普及・推進活動も重要となってくるのかなと思います。続きまして、2番、毎月の農業委員会定例総会でございます。日付につきましては、予定月日を入れておりますが、現段階の予定となりますので、正確な日付け等については開催通知でご確認ください。続いて3番、農地パトロールと、産業廃棄物不法投棄防止活動でございます。活動としましては、耕作地において例年と大きな変化はないか、廃棄物が放置されていないか、不法投棄されていないかなど、降雪期を除いた4月から11月まで確認を行っていただきたいと思います。4番、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査としましては、毎年、下吉、谷地、北山、関屋、大塩、桧原、裏磐梯地区に分けて各1日ずつ、委員の皆さんに参加いただきまして、調査を行っております。調査月等につい

ては、今年度も前年度と同様に8月から9月にかけて調査を実施していきたいと思っております。5番、現地調査業務でございますが、こちらは、農地の貸借や転用などの案件が出てきた際に、随時、担当地区の農業委員さんに依頼して、実施するものでございます。なお、農地転用や現況確認証明に係る現地調査の場合は、複数の委員で確認しなければならないことから、推進委員さんにも調査の協力をお願いしたいと思います。6番、研修会及び各種事業としましては、会長や委員等を対象として毎年実施されているものを記載しておりますので、各自、後で確認していただければと思います。なお、今年度は1泊2日の委員研修を実施する予定でございます。日程等については、今後、委員の皆さんと検討していきたいと思っております。続いて、7番、農業者年金関係としましては、農業者年金加入推進活動として、戸別訪問などにより、農業者年金への加入推進を実施していただきたいと思っております。3月には農業者年金協議会代議員会を開催いたします。8番、その他になりますが、全国農業新聞・図書の普及・推進活動や農業委員会だよりの発行等により、情報事業の推進活動を実施するものでございます。また、2月には農作業賃金協定会議を開催し、農作業料金の価格設定等について協議いたします。3月の農業委員会定例総会でその内容等をご確認いただきまして、その後、区長便で農作業料金協定表を各世帯に配布したいと思っております。以上で、平成30年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番 岩田多吉委員

今のところ、委員が出席しなければならない研修会はどれとどれになるの。

○事務局

9月の前期農業委員・推進委員研修会と11月の福島県下農業委員会大会、まだ日程は決まっておりませんが、1月下旬から2月上旬頃に会津若松地方農業委員会連合会の研修会と後期農業委員・推進委員の研修会が開催されますので、今のところは全部で4つになる予定です。また、その他に今年度は視察研修も実施予定となっております。これまでは農繁期が過ぎた11月以降に実施しておりましたが、実施日等については委員の皆さんのご意見をお聞きしながら決めていきたいと思っております。

○推進委員 安部嘉久委員

あまり遅いと除雪作業が始まるから11月上旬か中旬頃だべ。

○議長

上旬だと稲刈りがまだ終わっていない委員もいる。雪が降ると除雪関係者が多いからな。

○事務局長

20日くらいまでだと除雪関係の人もまだいいかと。

○3番 岩田多吉委員

15日前までだべな。じゃあ、この福島県下大会に合わせるの。

○事務局

福島県下大会に合わせて実施していた時期もあったのですが、今年から県下大会が午後からの開催になったので、終わってからだとその日の研修は時間的にも厳しいかと思います。

○議長

その日は泊まるだけになる。研修場所も近場にするしかなくなる。

○推進委員 佐藤誠一委員

せっかくの視察研修なのに、初日は泊まるだけというのはもったいない。

○事務局長

県下大会の前日に視察研修を実施して、次の日、県下大会に参加して帰ってくる方法もあります。丸2日間視察研修に当てられないのは変わりませんが。

○3番 岩田多吉委員

それも厳しいな。

○議長

視察研修まではまだ期間もありますので、今後協議を重ねて決めていきたいと思います。他にご意見、ご質問等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。協議事項、平成30年度北塩原村農業委員会活動計画(案)について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。協議事項、平成30年度北塩原村農業委員会活動計画(案)は原案の通り承認されました。原案の通り承認されましたので、お手元の(案)については、消していただきたいと思います。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議題といたします。今月は3件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の4ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく利用権設定促進事業に係る農用地利用集積計画について、承認を求めるものでございます。こちらについては、新規設定となります。番号1番、1、申請当事者について、

利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇46番、地目は田、面積922㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は平成30年5月1日から平成35年12月31日までの5年と8ヶ月間。賃借料の額は15,480円。1反当たりになおしますと18,000円、水張り面積で算出しているとのことでございます。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、5ページと6ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番 岩田多吉委員

それでは、ご報告申し上げます。4月の16日に借受人の〇〇〇さんと一緒に現地を全部確認して来ました。貸付人の〇〇〇さんともお話をしまして、内容等に間違いもありませんでしたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。こちらは新規設定となります。番号2番、1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者(借受人)の方ですが、番号1番と同じく、〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇47番、48番、49番、50番、5428番1、5429番の6筆、地目は全て田、面積の合計は7,435㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は平成30年5月1日から平成35年12月31日までの5年8ヶ月間。賃借料の額は115,632円。1反当たりになおしますと18,000円、水張り面積で算出しているとのことでございます。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、8ページから10ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番 岩田多吉委員

これも同じく16日に、〇〇〇さんと〇〇〇さんにお会いしていろいろお話を聞いてきました。内容等に相違ありませんでしたので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○推進委員 佐藤誠一委員

〇〇〇さんが自分で作っている田んぼはもう他にないんですか。

○3番 岩田多吉委員

もうないべな。身体壊してからは年々作らなくなっていったから。

○議長

他にご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の11ページをご覧ください。議案第1号、3件目の利用権設定について説明いたします。こちらについては、新規設定となります。番号3番、1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者(借受人)の方ですが、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇4534番3、地目は田ですが、現況は畑となっており、アスパラを栽培する予定とのことでございます。面積は1,102㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は平成30年5月1日から平成35年12月31日までの5年8ヶ月間。賃借料の額は19,290円。1反当たりになおしますと約15,000円となります。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、12ページから13ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番 岩田多吉委員

ご報告いたします。最初に、設定期間5年と説明したけど、10年ってなってなかったですか。調査書に10年って書いてあったと思ったけど。

○事務局

調査書のとおり10年です。私の説明が間違いです。大変失礼いたしました。

○3番 岩田多吉委員

〇〇〇さんも5年とっていたようだけど、設定期間は10年で契約していたのを確認しましたので、まあ途中で合意解約するかもしれないとは言っていたけども、今回はとりあえず10年とのこと。賃借料についてはあまりいい状態の農地ではないので、18,000円ではなく、今回は15,000円で設定したそうです。全体的に見て、問題はないと思われますので許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。設定期間に誤りがありましたので、議案書の方は各自訂正をお願いいたします。平成30年5月1日から平成40年12月31日まで。10年と8ヶ月間になります。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番 岩田多吉委員

今回、調査をして思ったんですが、これまでは農地の確認はせずに、電話だけで調査を終わらせている委員もいたそうです。農地も見ないで確認も何もないと思うんだけど、しかも電話だけの確認だから、間違いもあったと聞きました。委員も少なくても大変だとは思いますが、調査する時は複数の委員で農地もちゃんと確認するべきだと感じました。

○事務局

農地転用や現況確認証明申請に関する現地確認の際は、推進委員も含め複数の委員で確認することとしており、今回のように利用権設定などの調査は担当地区の委員さん1名に調査を依頼しておりました。また、利用権設定等で農地が動くのはどうしても冬の期間が多いため、積雪で農地を確認できないことの方が多いた方が多いのが現状です。

○議長

賃借権や売買だと双方で話し合っただけの内容の確認なので、1人の委員に任せてきた経緯がある。

○3番 岩田多吉委員

地区担当の委員は実際に農地を見なくてもだいたいは状況が分かるかもしれないけど、本来なら複数の委員で調査した方がいいと思ったので意見してみました。これからもよろしくをお願いします。

○議長

はい、他にご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請

の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それでは、その他に移らせていただきます。「農業委員会と関係機関・団体との連携強化について」ということで、事業の内容等をご説明いただくため、本日は、喜多方農業普及所の松本さんと地域マネージャーの山口さんにお越しいただいております。準備いたしますので、しばらくお待ちください。

(喜多方農業普及所松本氏、地域マネージャー山口氏入室、委員へ資料配付)

○事務局長

それでは、「農業委員会と関係機関・団体との連携強化について」会津農林事務所喜多方農業普及所の松本靖様、福島県農地中間管理機構喜多方推進拠点地域マネージャーの山口保夫様より、ご説明をお願いいたします。

○喜多方農業普及所 松本氏

(事業内容説明)

○事務局長

ありがとうございました。それでは、委員の皆さまから何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

(質疑応答)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

平成 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)